

平成29年 8 月25日

保護者の皆様へ

京都府立鴨沂高等学校

校長 藤 井 直

教職員と生徒とのSNS等によるやりとりの禁止について

向秋の候ますます御健勝のことと存じます。

平素は本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度から、京都府内の学校において、教職員による不祥事が相次いで発生していることを受け、本校においてもその根絶に向けた取組を進めているところです。

このような中、教職員と生徒との安易なメールやSNSのやりとりが発端となった問題事象が複数発生していることを踏まえ、京都府教育委員会から、教職員が生徒とメールやSNSでやりとりすることを原則として禁止する旨の通知がありました。

つきましては、下記の事項について御連絡申し上げますので、趣旨を御理解の上、御協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 現代の高度に情報化したネット社会の中にあっては、学校における連絡手段としてのメールやSNSの利便性や効用を否定することはできないものの、公私の混同につながる可能性があることから、たとえ校務や業務のためであっても、教職員が生徒とメールやSNSでやりとりすることを原則として禁止することとします。
- 2 1の原則を踏まえた上で、校務や業務にかかわって、他に連絡手段がない等、やむを得ない場合に限って、メールやSNSでの連絡を許可することとし、教職員が事前にメールアドレス等を把握する生徒の範囲と使用目的を校長に届け出ることとします。
なお、やむを得ない場合とは、担任や部活動顧問として全員に一斉に連絡する必要がある場合や緊急に連絡を取る必要がある場合など、ごく限られたものとなります。
- 3 教職員に生徒からメールやSNSで相談等があった場合、自分だけの判断で対応するのではなく、管理職に報告した上で、組織的な対応につなげることにします。
- 4 生徒からも、私的な内容を含めて、安易に送信することがないよう指導を徹底します。